

医政発0217第10号

平成27年2月17日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について

「診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成27年厚生労働省令第18号）が本年2月12日付けで公布され、同年4月1日から施行されることになっています。

この省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 診療放射線技師法施行規則（昭和26年厚生省令第33号）の一部改正

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により、診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第24条の2の規定が改正され、診療放射線技師の従来業務（人体に対する放射線の照射及びMRI等を用いた検査）に関連する行為として厚生労働省令で定めるものが診療放射線技師の業務範囲に新たに追加され、平成27年4月1日から施行することとされている。

この厚生労働省令で定める行為として、以下の行為を定める。（第15条の2 関係）

- ① i) 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為（静脈路確保のためのものを除く。）、ii) 造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為、iii) 当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為
- ② i) 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為、ii) 当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為

- ③ i) 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為、ii)
当該カテーテルから空気を吸引する行為
なお、診療放射線技師がこれらの行為を行うに当たっては、診療の補助として、医師又は歯科医師の具体的な指示を受ける必要がある。

第二 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）の一部改正

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条の規定により、臨床検査技師の業務とされている厚生労働省令で定める生理学的検査として、以下の行為を加える。（第1条関係）

- ① 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為を除く。）
- ② 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査

第三 施行期日

平成27年4月1日